

食農資源経済学会賞表彰規定細則

第1条

本細則は「食農資源経済学会賞表彰規定」の円滑な運用を図るために定める。

第2条

1. 本学会会員による「学術賞」および「奨励賞」の受賞候補者の推薦期日は表彰年の3月末日とする。
2. 「学術賞」および「奨励賞」の対象候補業績は、推薦期日3月末日の時点で公表後3年以内の業績とする。推薦締め切りが延長された場合でも、この期日は延長しない。公表期日は、著書にあっては発行年月日、論文にあっては掲載号の発行年月とする。
3. 「学会誌賞」の対象候補業績は、表彰年度の前年度に本学会誌に掲載された論文とする。
4. 「学術賞」および「奨励賞」の受賞候補者の推薦に際しては、推薦者は推薦書（候補者の主要研究業績リストを含む推薦書）および研究対象業績6部を学会に提出しなければならない。
5. 学会賞選考委員会は、必要に応じ、会員の中から受賞候補者の選考に関する助言を求めることができる。

第3条

受賞者の決定は理事会出席者の三分の二以上の賛成による。

第4条

副賞は金一封とし、「学術賞」、「奨励賞」および「学会誌賞」それぞれ一人3万円とする。

第5条

「学会賞」に関する事務は学会事務局が担当する。

第6条

本細則の改正は理事会で検討のうえ決定する。

付則

本細則は1992年10月23日から施行する。

1993年10月21日一部改正。

2004年10月22日一部改正。

2009年9月12日一部改正。

2015年9月19日一部改正。